

事業所の産業の決定方法

事業所を産業分類別に集計するための産業の決定(格付)方法は、次のとおりである。

(1) 一般的な方法

① 取扱商品が単品の場合

令和3年経済センサス-活動調査の卸売業及び小売業で用いる商品分類番号(以下「商品分類番号」という。)の4桁で産業細分類を決定する。

② 取扱商品が複数の場合

ア 卸売の商品販売額(仲立手数料を除く。)と小売の商品販売額を比較し、いずれの販売額が多いかによって卸売業か小売業かを決定する。

イ 商品分類番号上位2桁の販売額で分類集計し、その最も大きい上位2桁によって、産業中分類(2桁分類)を決定し、その決定された2桁の番号のうち、前記と同様な方法で上位3桁、上位4桁の順に分類し、産業細分類(4桁分類)を格付する。

(2) 特殊な方法

卸売業のうち「各種商品卸売業(従業者が常時100人以上のもの)」、「その他の各種商品卸売業」、「非鉄金属地金卸売業」及び「代理商、仲立業」、小売業のうち「百貨店、総合スーパー」、「その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの)」、「各種食料品小売業」、「コンビニエンスストア(飲食料品を中心とするものに限る)」、「ドラッグストア」、「ホームセンター」、「たばこ・喫煙具専門小売業」及び「無店舗小売業」については、以下の方法で格付する。

※個人経営については、調査票の「この事業所の主な事業の内容」を格付の参考としている。

① 卸売業

ア 「5011 各種商品卸売業(従業者が常時100人以上のもの)」

表1の財別(生産財、資本財及び消費財)の3財にわたる商品を卸売し、各財の販売額がいずれも卸売販売総額(仲立手数料を除く。)の10%以上で、従業者が100人以上の事業所

イ 「5019 その他の各種商品卸売業」

表1の財別(生産財、資本財及び消費財)の3財にわたる商品を卸売し、商品分類番号上位3桁の販売額で分類集計した販売額がいずれも卸売販売総額(仲立手数料を除く。)の50%未満で、従業者が100人未満の事業所

表1 財別と商品分類

財別	商品分類番号 上位3桁	以下の産業分類に属する品目
生産財	511	繊維品卸売業(衣服, 身の回り品を除く)
	532	化学製品卸売業
	533	石油・鉱物卸売業
	534	鉄鋼製品卸売業
	535	非鉄金属卸売業
	536	再生資源卸売業
資本財	531	建築材料卸売業
	541	産業機械器具卸売業
	542	自動車卸売業
	543	電気機械器具卸売業
	549	その他の機械器具卸売業
消費財	512	衣服卸売業
	513	身の回り品卸売業
	521	農畜産物・水産物卸売業
	522	食料・飲料卸売業
	551	家具・建具・じゅう器等卸売業
	552	医薬品・化粧品等卸売業
	553	紙・紙製品卸売業
	559	他に分類されない卸売業

なお、上記ア、イについて、生産財、資本財及び消費財の3財にわたる商品を扱っていても、生産財の商品分類番号が「536」(再生資源卸売業に属する品目)のみ、又は、消費財の商品分類番号が「559」(他に分類されない卸売業に属する品目)のみの場合には、一般的な方法による卸売業格付とする。

ウ 「5351 非鉄金属地金卸売業」

「5599 他に分類されないその他の卸売業」に格付された事業所のうち、商品分類番号「55992 特殊景品」の販売額が最も大きく、「この事業所の主な事業の内容」の取扱商品又は営業品目に非鉄金属の記載があった場合に「非鉄金属地金卸売業」に格付する。

エ 「5598 代理商, 仲立業」

卸売の商品販売額(仲立手数料を除く。)と仲立手数料を比較し、仲立手数料が多い場合に「代理商, 仲立業」に格付する。

② 小売業

ア 「5611 百貨店, 総合スーパー」

表2の「衣」、「食」及び「他」にわたる商品を小売し、「衣」、「食」及び「他」の各販売額がいずれも小売販売総額の10%以上70%未満で、従業者が50人以上の事業所

イ 「5699 その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの)」

表2の「衣」、「食」及び「他」にわたる商品を小売し、「衣」、「食」及び「他」の各販売額がいずれも小売販売総額の50%未満で、従業者が50人未満の事業所

表2 「衣」、「食」及び「他」と商品分類

衣・食・他別	商品分類番号 上位2桁	以下の産業分類に属する品目
衣	57	織物・衣服・身の回り品小売業
食	58	飲食料品小売業
他	59 60	機械器具小売業 その他の小売業

ウ 「5811 各種食料品小売業」

中分類「58 飲食料品小売業」に格付された事業所のうち、表3の商品分類番号上位3桁で分類集計した小売販売額が3つ以上あり、そのいずれもが商品分類番号「58」(飲食料品小売業に属する品目)の総額の50%に満たない事業所

表3 飲食料品小売業と商品分類

産業分類	商品分類番号 上位3桁	以下の産業分類に属する品目
58 飲食料品小売業	582	野菜・果実小売業
	583	食肉小売業
	584	鮮魚小売業
	585	酒小売業
	586	菓子・パン小売業
	589	その他の飲食料品小売業

エ 「5891 コンビニエンスストア(飲食料品を中心とするものに限る)」

中分類「58 飲食料品小売業」に格付された事業所のうち、セルフサービス方式を採用し、売場面積が30㎡以上250㎡未満で、営業時間が14時間以上の事業所

オ 「6031 ドラッグストア」

小分類「603 医薬品・化粧品小売業」に格付された事業所のうち、以下のいずれかの事業所

- ・セルフサービス方式を採用し、一般用医薬品を小売している事業所
- ・セルフサービス方式を採用し、「店舗形態」において「ドラッグストア」を選択した事業所

カ 「6091 ホームセンター」

- 中分類「60 その他の小売業」に格付された事業所のうち、以下のいずれかの事業所
- ・セルフサービス方式を採用し、売場面積が500㎡以上で、金物、荒物、苗・種子のいずれかを小売している事業所
 - ・セルフサービス方式を採用し、売場面積が500㎡以上で、「店舗形態」において「ホームセンター」を選択した事業所

キ 「6092 たばこ・喫煙具専門小売業」

商品分類番号「60921 たばこ・喫煙具」の販売額が小売販売総額の90%以上の事業所

ク 「61 無店舗小売業」

「小売販売額の商品販売形態別割合」の店頭販売の割合が0%及び売場面積が0㎡の事業所